

**臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金
申請期限は9月30日(火)です!**

臨時福祉給付金

○支給対象者

平成26年度分の市・県民税(均等割)が課税されていない方(ご自身を扶養している方が課税されている場合は対象外)

○支給額

支給対象者1人につき1万円

※支給対象者で下記に該当する方は5,000円加算
老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金・児童扶養手当・特別障害者手当等の受給者など

※加算措置の要件の改正がありました

(旧)平成26年3月分の年金受給権があり、4月分または5月分の基礎年金等の支払がある方



(新)平成26年3月分の年金受給権の有無に関わらず、4月分または5月分の基礎年金等の支払がある方

子育て世帯臨時特例給付金

○支給対象者(下記のどちらの要件も満たす方)

- ・平成26年1月分の児童手当・特例給付の受給者
- ・平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方(臨時福祉給付金の対象者、生活保護の被保護者等は対象外)

○対象児童

給付対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

○支給額 対象児童1人につき1万円

○公務員の方へ

公務員の方で勤務先から「子育て世帯臨時特例給付金申請書(請求書)」と「公務員児童手当(特例給付)受給状況証明書」が交付された方の申請期限も9月30日(火)です。

●両給付金の申請方法

該当予定者には6月下旬に申請書を郵送しています。必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送してください。

通知が届いていないが、該当と思われる方は下記までご連絡ください。

●申請・問合せ先 ※9月30日(火)まで

〒302-0198 守谷市大柏950-1 市役所1階 小会議室(9:00~17:00 土・日曜日、祝日を除く)

- ・臨時福祉給付金 ☎46-9805(直通)
- ・子育て世帯臨時特例給付金 ☎46-9808(直通)

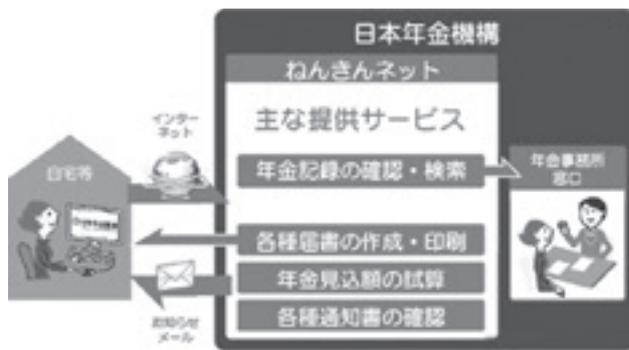
●担当課 ※10月1日(水)以降の問合せ先

- ・臨時福祉給付金 市役所社会福祉課 内線161
- ・子育て世帯臨時特例給付金 市役所児童福祉課 内線151、153

ご存じですか? ねんきんネット

ねんきんネットって何?

自宅のパソコンで、24時間いつでも、毎月更新された年金記録を確認できます(一部、年金事務所に来所いただく必要のあるサービスがあります)。



「ねんきん定期便」、「ねんきんネット」、「ねんきん特別便」および「厚生年金加入記録のお知らせ」に関するお問い合わせ
「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」
☎0570-058-555(ナビダイヤル)
050で始まる電話でおかけになる場合は
☎03-6700-1144(一般電話)
受付時間: 月~金曜日 9:00~19:00
第2土曜日 9:00~17:00
※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日~1月3日はご利用できません。

- 「年金記録照会」では、国民年金保険料を納めていない期間や厚生年金保険の標準報酬の大きな変動などの記録を分かりやすく表示しており、記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易になります。
- ご自身が現在、納めることが可能な保険料額を一覧できる機能や、後納した場合の年金見込額を自動的に試算できる機能(納付しなかった場合とのグラフ比較も可能)をご利用できます。
※共済組合期間の記録の確認は、各共済組合にお問い合わせください

市役所でも確認できます(記録のみ)

確認する際は、年金手帳・身分証明証(住民基本台帳カード・運転免許証等)・印鑑委任状(代理人の場合)をご持参ください。

問合せ先

- 土浦年金事務所 ☎029-824-7121
(月~金曜日 8:30~17:15)
- 市役所国保年金課 年金G
内線105、106